

国内経済要録

◇4～6月のマネーサプライ見通し

日本銀行は4月10日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

1. 1～3月M₂平銀の前年比伸び率は12%をやや上回る見込みである。こうしたマネーサプライの動きと短期保有有価証券や借入アベイラビリティの高さなどを併せ考えると、市中の流動性はかなりの高水準に達していると認められる。
2. 4～6月も、M₂平残の前年比は引き続き12%台で推移する見通しである。このところの国内商況や卸売物価の急速な上昇傾向からみても、マネーサプライの動向については一層注意を要するところである。

◇コールレートの建値廃止等について

コール・手形市場弾力化の一環として、このほど、市場関係者は、コール取引の建値廃止等につき次のとおり合意した(4月2日実施)。

1. コールレートに関する建値は廃止し、すべて自由レートとする。
2. 無条件物の取引の翌日1日は据置くというルールを取引の翌日交換じりまでに通知があれば継続可能(レートはその時点の市場レート)に改める(実質翌日物化)。
3. 現行の翌日物は廃止。
4. 期日物コールは現行7日物1本を7日以内物に多様化。
5. レートの刻み幅はすべて0.0625%とする。

◇国債、政府保証債、公募地方債の発行条件の改訂

政府は、国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を
国債等の発行条件

		変更後	変更前
利付国債	表面利率(%)	6.5	6.1
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	6.582	6.180
政府保証債	表面利率(%)	6.6	6.2
	発行価格(円)	99.75	99.75
	応募者利回(%)	6.641	6.240
公募地方債	表面利率(%)	6.6	6.2
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	6.683	6.281

次のとおり改訂、3月債から実施した(国債については3月9日決定、政府保証債、公募地方債については3月13日決定)。

◇事業債の発行条件の改訂

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改訂し、3月債から実施した(3月13日発表)。

事業債の発行条件の改訂

	期限	発行価格(円)	表面利率(%)		応募者利回り(%)	
			改訂後	改訂前	改訂後	改訂前
A A格債	12年	99.50 (△0.25)	6.8 (0.4)	6.4	6.876 (0.440)	6.436
A格債	10年	99.50 (据置)	6.8 (0.4)	6.4	6.884 (0.402)	6.482
B B格債	10年	99.50 (据置)	6.9 (0.4)	6.5	6.984 (0.402)	6.582
B格債	10年	99.50 (据置)	7.0 (0.4)	6.6	7.085 (0.402)	6.683

(注) カッコ内は改訂額。

◇大蔵省の譲渡性預金についての通達

大蔵省は3月30日、わが国における短期金融市場の整備を推進するとともに、金利機能の一層の活用を図り、もって金融の効率化に資することを主眼として、以下の要領により譲渡性預金の取扱いを認める旨、各金融機関団体および外国銀行在日支店あて通達した(なお、本通達は、海外において発行される譲渡性預金については適用しない)。

1. 名称 譲渡性預金とする。
2. 譲渡性 指名債権譲渡方式による。
3. 発行単位 券面一枚当たり5億円以上とする。
4. 期間 3か月以上6か月以内とし、期日指定方式による。なお、満期日到来後は利息を付かない。
5. 発行方法 個別の相対発行による。
6. 発行限度
 - (1) 各金融機関(外国銀行の本邦内支店を除く)の発行残高は、自己資本の25%を超えてはならない。
 - (2) 外国銀行の本邦内支店の発行残高は、当該支店の円建による貸出金勘定および有価証券勘定の合計額の10%(その額が30億円を下回るときは、限度額は30億円とする)を超えてはならない。
- なお、本店を同一とする外国銀行の本邦内支店については、限度額の計算に当り、各支店を合算して計算

するものとする。

7. 利率

「臨時金利調整法に基づく金融機関の金利の最高限度に関する件」(昭和23年大蔵省告示第4号、昭和54年3月30日最終改正)により、金利の最高限度の定めは、譲渡性預金には適用されないととされている。

8. 期限前解約および買取償却

満期日前の解約および発行金融機関による買取償却は行わないものとする。

9. 流通取扱

金融機関、短資業者および金融機関の関連会社は、譲渡性預金の売買(金融機関については、自己の発行したものと除く)および売買の媒介等を行うことができる。

10. 経理処理

譲渡性預金の勘定科目等の処理については、別に定めるところによる。

11. 業務運営指導基準等の適用

金融機関の自己資本比率等の業務運営指導基準等に関する経営諸指標の作成に当って、譲渡性預金、譲渡性預け金、譲渡性預金利息および譲渡性預け金利息の取扱いについては別の定めるところによる。

12. 歩積・両建預金の自粛措置上の取扱い

譲渡性預金の譲渡性に着目し、「拘束性預金等に関する報告書」により報告すべき債務者預金等には含めないこととするが、歩積・両建預金の自粛の趣旨に照らし、譲渡性預金について、いやしくも事実上の拘束をすることのないよう厳に留意するものとする。

13. 届出および報告

(1) 金融機関が、譲渡性預金の発行または流通取扱を開始するときは、あらかじめその内容を所管行政庁に届出るものとする。

(2) 短資業者が、譲渡性預金の流通取扱を行うとともに、あらかじめその内容を所管行政に届出るものとする。

(3) 金融機関の関連会社が、譲渡性預金の流通取扱を行うときは、当該金融機関は、あらかじめその内容を所管行政庁に届出るものとする。

(4) 譲渡性預金の発行または流通取扱を行う金融機関(金融機関の関連会社が取扱う場合を含む)および短資業者は、発行および流通取扱の実績を毎月所管行政庁に報告するものとする。

14. 金融機関等の範囲

(1) 本通達において「金融機関」とは、銀行、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用

協同組合連合会および商工組合中央金庫をいう。

(注) 農林中央金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合、信用漁業協同組合連合会、労働金庫および労働金庫連合会については別途通達する。

(2) 本通達において「外国銀行の本邦内支店」とは、銀行法第32条の規定に基づき同法第2条の免許を受けた外国銀行の本邦内における支店その他の営業所をいう。

(3) 本通達において「短資業者」とは、「貸金業の届出および貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令第2条の規定に基づく大蔵大臣の直轄短資業者の指定」(昭和31年大蔵省告示第47号)により指定を受けた者をいう。

(4) 本通達において「金融機関の関連会社」とは、「金融機関とその関連会社との関係について」(昭和50年7月3日付蔵銀第1968号)にいう関連会社をいう。

◆金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めの変更

日本銀行政策委員会は3月27日、「譲渡性預金」の金利については、臨時金利調整法に基づく金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めの適用除外とすることとし、同定めを次のとおり変更した(4月2日実施)。

銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回の最高限度

期間の定めがある預金	年 4.75%
------------	---------

(期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。以下同じ。)

当座預金	無利息
------	-----

納税準備預金	年 1.75%
--------	---------

(納税貯蓄組合預金を含む。以下同じ。)

その他の預金	年 1.25%
--------	---------

ただし、譲渡性預金ならびに外国通貨建の預金、貯金および定期積金については適用しない。

◆準備預金制度に関する法律施行令の一部改正

政府は3月30日、譲渡性預金の取扱いを認めることとしたことに伴い、準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正し、預金および非居住者自由債務について譲渡性預金の区分を設置した(施行4月2日)。

なお、これを受けて日本銀行は準備預金制度の準備率を次のとおり定め、4月2日以降実施した。

(1) 預金(外貨預金および非居住者自由円預金を除く)の残高についての準備率

	預金残高区分	預金区分	準備率(%)
銀行	2兆円超	定期性預金	1.625(据置)
		譲渡性預金	1.625(新設)
		その他の預金	2.50(据置)
長期信用銀行	5,000億円超 2兆円以下	定期性預金	0.625(据置)
		譲渡性預金	0.625(新設)
		その他の預金	1.25(据置)
外為替銀行	5,000億円以下	定期性預金	0.125(据置)
		譲渡性預金	0.125(新設)
		その他の預金	0.25(据置)
相互銀行	5,000億円超	定期性預金	0.125(据置)
		譲渡性預金	0.125(新設)
		その他の預金	0.25(据置)
信用金庫	800億円超 5,000億円以下	定期性預金	0.125(据置)
		譲渡性預金	0.125(新設)
		その他の預金	0.25(据置)
農林中央金庫		定期性預金	0.125(据置)
		譲渡性預金	0.125(新設)
		その他の預金	0.25(据置)

(2) 債券の残高についての長期信用銀行

および外為替銀行の準備率 0.125%(据置)

(3) 銀行の残高についての準備率

0.125%(据置)

(4) 外貨預金等および非居住者自由円債務の残高についての準備率

イ. 外貨預金等についての準備率 0.25%(据置)

ロ. 非居住者自由円債務についての準備率 0.25%(据置)

(注) 非居住者自由円勘定に係る譲渡性預金については、非居住者自由円勘定に係る他の債務と同様、上記(4)ロ. の準備率の対象となる。

◇昭和54年度および昭和55年度における金融機関の店舗の認可についての大蔵省通達

大蔵省は、昭和54年度および昭和55年度における金融機関の店舗について、一般店舗の認可を抑制気味とする反面、簡便な店舗の設置を前向きに認める方針を決定、概要次のとおり各地財務局長あて通達した(3月22日)。

1. 店舗の新設

(1). 次のところは新設を認める。

イ. 近くに金融機関店舗がなく、利用者の利便のために店舗を設置することが適当であると認められる場所。

ロ. その地域に金融機関店舗があっても、人口、企業が著しく増加する等地域経済情勢に変化が生じたため、さらに店舗を設置することが適当であると認められる場所。

ハ. 駅等から一定以上の距離があり、かつ、近くに金融機関店舗がない地域であって、小規模な店舗を設置することにより利用者利便が一層図られると認められる場所。

ニ. 住宅団地、公営市場、企業団地、その他これに準ずるような場所。

(2) 設置は次のとおりとする。

イ. (1)のイ、およびロ、による新設は、2年度につき1行(庫)2店舗以内とする。ただし、(1)のロ、に該当するものは、1店舗に限る。

ロ. (1)のハ、およびニ、による新設は弾力的に考慮する。

(3) 合併した金融機関については、特別の理由がある場合には、合併後当分の間、(2)にかかわらず、弾力的に考慮する。

(4) 同一の場所に店舗新設の希望が競合するときは、(1)のイ、からニ、の区分ごとに地元金融機関を優先する。

(5) 地方銀行および相互銀行の店舗の新設地域は、本店所在都道府県内とする。ただし、経済交流の実態等から特に必要と認められる場合に限り、経営内容等を勘案のうえ、隣接都道府県、隣々接都道府県または当該銀行の営業基盤と緊密な経済交流のある遠隔地における設置を認めるものとする。

2. 配置転換

(1) 配置転換については、経営の効率化に資すると認められるものであり、かつ、当該店舗を廃止しても地元住民等が特に不便をこうむるおそれがないと認められるものであって、その廃止が支障なく行われることが確実な場合には、これを認める。

(2) 配置転換先の場所については、新設の場合に準じて取扱う。

(3) なお、配置転換に当り、店舗の廃止を円滑に行い、かつ、地元住民等に対するサービスを確保することが必要な地域にあっては、「特別出張所」または「代理店」を設置することができる。

3. 内示方式

店舗の設置に当っては、用地取得の地価への影響、地元との協調などに配意しながら、計画的、弾力的に行われることが望ましい。

このため、昭和54年度および55年度分をまとめて内示

することとする。

4. 留意事項

(1) 店舗の新設に当っては、できるだけ簡素化を図るとともに、既存の建物を利用し、あるいは店舗用地の規模を必要最小限に抑えるなどに配慮し、用地取得によって地価の上昇が誘発されることのないよう格段に留意させる。特に都市計画法による市街地開発事業施行区域内または市街地開発事業等予定区域内等における用地取得に際しては、この点に十分留意させる。

なお、店舗用地の価格が著しく高額であると認められる場合には、たとえ用地取得後であっても事情のいかんにかかわらず、その用地における店舗の設置は認めない。

(2) 店舗の認可に当っては、内示後においても金融機関の状況等を勘案のうえ、所要の調整を行うものとする。

(3) 金融機関の保安対策の強化については、かねて万全を期するよう指導してきているところであるが、特に、機械化や省力化等に即応して、その対策に遺漏のないよう十分留意させる。

(4) この通達により難い特別の事情がある場合には、別に指示するところによる。

◇石油消費節減対策の推進について

政府は3月15日、最近の国際石油情勢にかんがみ、下記の対策を中心として石油消費節減対策を実施することを決定した。

1. 一般的な節約措置

(1) 官公庁・事務所等の節約措置

官公庁および事務所ビル等企業の事務・管理部門ならびに百貨店、スーパーストア等小売店舗、ホテル、旅館、映画館その他の興業場、風俗営業、料理飲食店業等の商業・サービス業務部門においては、次の措置の実施に努めること。

イ. 冬季は、暖房中の室内の温度を19°C以上としないこと。

なお、本年については北海道、東北、北陸等の寒冷地以外の中央省庁の暖房は原則として3月22日以降停止することとし、その他の官公庁、事務所ビル等についても同様の措置をとるよう協力を求める。

ロ. 夏季は、冷房中の室内の温度を業務に支障のない限りおおむね28°Cとするよう努めること。このため、上着、ネクタイをはずすこと等によりできるだけ軽装に心掛けるよう勧めること。

なお、本年については中央省庁の冷房期間につい

ては、例年に比べその始期を繰延べ、また、終期を繰上げることにより、計1か月間程度これを短縮することとし、その他の官公庁、事務所ビル等についても同様の措置をとるよう協力を求める。

ハ. 相乗りの実施、週1日程度の送迎停止等により、社(官)用車の運行を20%程度削減すること。

ニ. 業務に支障のない範囲内で窓際の照明を中心に3分の1程度の消灯を行い、廊下、階段等の照明については2分の1程度の消灯を行うこと。その際、必要以上に照度の大きい部屋等については一部の照明を取りはずすこと等により調整すること。

また、交通事故防止および防犯に支障のない範囲内で街路灯の減灯、減光等を行うこと。

ホ. エレベーターの運転台数を少なくとも5台に1台程度の割合で止めることや業務に支障のない限りエスカレーターを停止すること等により運行を20%程度削減すること。また、最寄りの階へは(例えば1階から2階あるいは3階へ)は極力階段を利用するこ

と。

ヘ. コピー等の事務用機器の電源をこまめに切ること。特に昼休みなどの不用時には止めること。

ト. その他適切なエネルギーの節約措置をとること。

(2) 家庭における節約措置

家庭、マイカー等の民生部門については、次の措置の実施に努めること。

イ. 室内に温度計を常備し、室温を暖房時には19°C以上としないこと。また、冷房時にはおおむね28°Cとするよう努めること。

なお、住宅の新築、改築等にあたっては、断熱材の使用等できる限りその断熱構造化を図ること。

ロ. 鉄道、バス等の大量輸送機関の利用、自転車の利用等により、マイカー通勤、通学、買物等ができる限り自粛すること。

ハ. レジャーはできる限り鉄道・バス等を利用することとし、特にマイカーによる休日の高速道路への乗入れをできる限り自粛すること。

ニ. 経済速度(高速道路では時速80km以下)による走行を励行すること。

ホ. その他、テレビの視聴時間の短縮や冷暖房器具、電灯をこまめに消すこと等により適切なエネルギーの節約措置をとること。

2. 生産分野における節減措置

(1) 電気事業にあっては、原子力、LNG、石炭への燃料転換により年間300万kWh以上の石油節減に努めること。

(2) その他の産業にあっては、石油以外の燃料への転換ができる限り進めるとともに、廃熱の回収利用等のエネルギー使用の合理化対策を一層推進し、石油等のエネルギーの節減に努めること。

3. その他の措置

(1) 以上の措置とともに、次の項目について、従来からの指導に沿って一層の自発的努力を行うよう関係者に協力を呼びかけることとする。

イ. テレビ放送終了時刻の繰上げ

ロ. ガソリンスタンドの日曜・祝日の休業

ハ. 広告用・装飾用照明等の点灯時間の短縮

ニ. パー・キャバレー等風俗営業および深夜飲食営業の終業時刻の厳守

ホ. 映画館その他の興業場の終業時刻の繰上げ

ヘ. ゴルフ練習場、ボーリング場の終業時刻の繰上げト。協同一貫輸送および乗合タクシー制度の推進

(2) なお、サマータイム制、夏季一斉暇等の採用については国民各界の意向を踏まえて、検討を進めることとする。また、週休二日制については、週休二日制関係省庁連絡会議等において検討が進められているところであるが、省エネルギーの観点にも考慮を払いながら検討を進めることとする。

(参考1)

石油消費節減効果(試算)

今回の決定事項が十分遵守されることを前提とした場合の石油消費節減効果は、年間約1,500万kℓ以上である。

(内訳)

節減対策	年間節減石油換算	節減対策	年間節減石油換算
I 一般的節約措置		⑧ 経済速度(高速道路では80km/h以下)の励行	約 15
① 暖房温度の調整	約 610万kℓ	II 生産分野における節減措置	
② 冷房温度の調整	約 130	① 電気事業の原子力等への燃料転換	約 300以上
③ 社(官)用車運行20%削減	約 50	② その他の産業における燃料転換およびエネルギー使用効率の向上等	約 100
④ 窓際照明中心に3分の1消灯等	約 80		
⑤ エレベーター運転20%削減	約 10		
⑥ コピー機器の不用時停止	約 5		
⑦ マイカー使用の自粛	約 200	合 計	約1,500万kℓ以上

(参考2)

実効を確保するための具体的措置

1. 一般的措置

各省庁においては、今回の決定事項を府内および地方支分部局に徹底し、実施状況を点検するとともに、所管政府関係機関(各省庁合計約100機関)、関係団体および関係業界(同約1,200団体)、教育関係機関等に対し決定事項を通知し周知徹底を図る。また必要に応じて実施状況に関する報告を求めることがある。

国会、裁判所および地方公共団体に対しても、協力を求めるものとする。

2. 主要対策に関する措置

主要対策について、次のような周知徹底のための措置をとる。

主要な節約対策	周知徹底のための措置
I 一般的節約措置	社団法人日本ビルディング協会連合会、社団法人全国ビルメンテナンス協会等に対し通達を発し、決定事項の周知徹底を図るとともに、必要に応じ実施状況について報告を求める。
1. 暖房温度および冷房温度の調整、窓際照明中心に3分の1消灯、エレベーター運転の20%削減等	道路管理者に対して決定事項を周知徹底するとともに、必要に応じ実施状況について報告を求める。
2. 街路灯の減灯、減光等	

3. マイカー通勤、通学、買物等の自粛、マイカーによる休日の高速道路乗入れ自粛、経済速度(高速道路では80km/h以下)の励行等	<p>① マイカー等の使用自粛については、昭和48年12月24日交通対策本部決定(「自動車の使用抑制について」)の際の「マイカー等自動車使用自粛運動実施要領」を参考にし、地域の実情に応じた効果的な運動を展開する。</p> <p>② 日本道路公団等に協力を求め、今回の決定事項に関する広報板を主要なインターチェンジ等に設置するとともに、本線上に横断幕を張ること等により広報する。</p> <p>③ 交通関係各団体に、その作成する印期物等に石油消費節減対策に関する事項を盛込むよう協力を求める。</p> <p>④ バス優先・専用レーンの確保等都市総合交通規制の適正な運用を図る。</p> <p>⑤ 交通関係各団体を通じ、決定事項を運転者に広報するよう努める。</p>
4. 家庭における節約措置一般	財団法人省エネルギーセンター、財団法人新生活運動協会、地方住宅センター等に協力を求めステッカーおよびパンフレットの配布等により周知徹底を図る。
II 生産分野における節減措置	
1. 大口エネルギー使用工場等の省エネルギー対策	熱管理指定工場および大口電気使用工場から従来のエネルギー消費節約報告を求めるとともに、必要に応じ省エネルギー対策の実施状況について報告を求める。
2. 電気事業の燃料転換	9 電力会社等に対し、実施状況について報告を求める。
3. 小口エネルギー使用工場等の省エネルギー対策	財団法人省エネルギーセンターが行う省エネルギー診断指導・研修事業等を通じて積極的に指導する。